日本歯周病学会Young Investigator Award規程

(趣旨)
第1条　この規程は,日本歯周病学会定款細則第43条の規定により,日本歯周病学会(以下「本学会」という。)学術大会発表において優れた研究を発表した若手研究者を表彰するために，日本歯周病学会Young Investigator Award（以下「本賞」という。)を設け，必要な事項を定める。
(表彰対象)
第2条　表彰対象は，本学会当該年度の日本歯周病学会Young Investigator Awardに応募し、学術大会に発表された口頭発表とする。
(応募資格)
第3条　応募者の資格は以下の各号に該当する者とする。
(1)　2年以上の会員歴を有すること
(2)　33歳未満であること
(3)　筆頭著者であること
(4)　過去に本賞の受賞歴がないこと
(5)　過去に日本歯周病学会奨励賞の受賞歴がないこと
(選考対象)
第4条　本賞は第3条に定める資格を有する応募者の中から選考する。
(受賞者数)
第5条　受賞者数は，各年度2名以内とする。
(選考と決定)
第6条　受賞候補者は，選考委員会で選出し，理事会の議を経て受賞者と決定する。
1　選考委員長(以下「委員長」という。)は，理事長の指名により選出し，委員長が選考委員会を主催する。委員長は副委員長を含む5名の選考委員を選出し，理事長が任命する。
2　選考委員の構成は別に定める。
3　各選考委員の任期は当該年度内とする。
4　表彰選考要項は別に定める。
(表彰)
第7条　受賞者には賞状ならびに副賞を授与する。
(規程の改正)
第8条　この規程の改正は理事会の議を経て行う。

付則
1　本賞の副賞は，サンスター株式会社のスポンサーシップによる“SUNSTAR Award”とする。
2　この規程は平成26年5月22日から施行する。
3　この規程は令和4年6月2日から施行する。

日本歯周病学会Young Investigator Award施行細則

１．本細則は日本歯周病学会Young Investigator Award規程第６条に基づき、Young Investigator Award選考にあたり、必要な事項を定めるものである。

(応募方法)

２．日本歯周病学会学術大会(以下「学術大会」という。)演題募集時に、Young Investigator Award（以下「賞」という。)の演題を募集する。

３．応募に当たっては、評議員の推薦を必要とし各評議員は1演題を推薦することができる。

４．応募者は，抄録と共に，氏名，所属，生年月日，年齢，推薦者による推薦理由等を明記した申請書を学会事務局へ送付する。

５．発表形式は口頭発表とする。

(選考方法)

６．選考対象は、当該学術大会で応募された５演題以下とする。応募演題が５件を超える場合は抄録および申請書による事前書面審査を行い、選考対象者５名を選出する。評価表は別途定める。得点の上位者より選考対象者を決定し､同得点の場合は委員の協議により選考対象者を決定する。

７．選考にあたってはアブストラクト，申請書，発表内容，発表方法等により採点を行う．評価表は別途定める。

8.　得点の上位者より受賞候補者の適否を決定する。ただし，同得点の場合は委員の協議により受賞候補者を決定する。

９．選考委員長は、選出した受賞候補演題及び候補者名等を理事長に報告する。

１０．理事長の承認により受賞演題の決定とし、理事へ報告する。

（表彰時期）

１１．表彰は当該学術大会時に行う。

附　則　この細則は、平成26年5月22日から施行する。